

○巡回連絡実施要領（例規通達）

令和元年12月18日
山口地企第266号

（趣旨）

第1条 この要領は、山口県警察の地域警察運営に関する訓令（平成6年山口県警察本部訓令第9号。以下「訓令」という。）第56条第5項の規定に基づき、巡回連絡の適正かつ効率的な運用について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 受持区 訓令第6条第1項第1号に規定する受持区をいう。
- (2) 受持勤務員 訓令第51条第2項に規定する受持勤務員をいう。
- (3) 地域課長 警察署の地域課長（地域第一課長、地域第二課長、地域第三課長及び地域・交通課長を含む。）をいう。
- (4) 犯罪等 犯罪情勢、事故及び災害をいう。

（警察署長の責務）

第3条 警察署長（以下「署長」という。）は、効率的な巡回連絡の実施に資するため、交番・駐在所連絡協議会等を活用して、巡回連絡の趣旨、目的等について地域住民等の理解を深めるなどの環境整備を行うものとする。

- 2 署長は、巡回連絡を効率的に推進する体制を整備して、受持勤務員が巡回連絡に専従する日を設けるなど、活動時間の確保に努めるものとする。
- 3 署長は、管内における巡回連絡が計画的に実施されていることを不断に検証するとともに、その進捗状況を自ら把握し、管内の人口実態、事件事故の取扱件数、巡回連絡の実施対象数等を勘案して、受持区の見直し等により、受持負担の均衡化を図るものとする。
- 4 署長は、個々の地域警察官の能力、個性等に応じた具体的な指導教養並びに評価及び賞揚を適切に行うものとする。
- 5 署長は、連絡カードの適正な管理を図るため、地域課長等（地域官、地域課長（地域第一課長、地域第二課長、地域第三課長及び地域・交通課長を含む。）及び地域部門に所属する警部補の階級にある警察官をいう。）による巡視の機会を通じて、交番（署所在地を含む。）及び駐在所における連絡カードの作成、補正、保管等の状況を点検し、必要な指導を行うものとする。

（巡回連絡の対象）

第4条 巡回連絡の対象は、重点対象と一般対象とする。

（重点対象）

第5条 重点対象は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 入居者の入れ替わりが多い賃貸マンション又はアパート
- (2) 高齢者のみが居住する世帯
- (3) 前2号に掲げるもののほか、署長が必要と認める世帯、事業所等
(一般対象)

第6条 一般対象は、重点対象以外の世帯、事業所等をいう。
(巡回連絡の実施頻度)

第7条 重点対象に対する巡回連絡は、1年に1回行うものとする。

2 一般対象に対する巡回連絡は、地域の特性を踏まえた上で、必要に応じて行うものとする。

(巡回連絡の実施時間)

第8条 巡回連絡は、訪問先の住民等に迷惑を及ぼさない時間帯に行うものとする。ただし、訪問先の住民等の都合により夜間に巡回連絡を行う場合は、地域課長の承認を得た上で行わなければならない。

(指導連絡及び情報提供)

第9条 受持勤務員は、次に掲げる事項について住民等に指導連絡及び情報提供を行うものとする。

- (1) 犯罪等の発生状況、傾向及び被害の防止方法
- (2) 犯罪等の発生時における応急措置及び緊急の連絡先
- (3) 警察に対する申請、届出等の方法
- (4) 前3号に掲げるもののほか、安全で平穏な生活を確保する上で必要な事項

(新たに受持区の担当を命ぜられた場合の措置)

第9条の2 新たに受持ち区の担当を命ぜられた地域警察官は、これまでの受持勤務員による巡回連絡の実施状況を把握した上で、計画的に巡回連絡を実施するものとする。

(連絡カードの運用)

第10条 連絡カードにあつては、訪問先の住民等に配布して作成を依頼し、又は必要事項を聴取して受持勤務員が自ら作成するものとする。

2 前項の規定により作成された連絡カード（以下「作成済連絡カード」という。）は、住民の安全で平穏な生活の確保に資するために活用するものとする。

3 作成済連絡カードに変更事項が生じたときは、訪問先の住民等の協力を得て、これを補正するものとする。

(作成済連絡カードの取扱い)

第11条 作成済連絡カードの取扱いに当たっては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図らなければならない。

(指導教養等)

第12条 署長は、巡回連絡の実施状況を検証して、各地域の実態等に応じ、受持勤務員に対して具体的な指導教養を行うものとする。

- 2 署長は、地域警察官以外の警察職員に対しても、巡回連絡に関する指導教養を行うとともに、必要に応じ、地域警察部門とそれ以外の部門を協力・連携させ、組織的かつ効率的に巡回連絡の目的を遂行するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、巡回連絡について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年1月1日から施行する。

(巡回連絡実施要領の廃止)

- 2 巡回連絡実施要領(平成11年2月12日付け山口生地第90号)は、廃止する。

附 則

(令和5年3月28日付け山口警県第111号デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律及び個人情報保護に関する法律施行条例の施行に伴う関係例規通達の一部改正について(例規通達)による改正附則)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(令和7年4月1日付け山口地企第78号)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。